**人員及び設備に関する基準について**

**【居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導】**

**(1)人員に関する基準の概要**

**【病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 資格要件 | 配置基準概要 |
| 医師又は歯科医師 | 医師、歯科医師 | ― |
| 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 | 薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士 | 提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数 |

**【薬局である指定居宅療養官吏指導事業所】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 資格要件 | 配置基準概要 |
| 薬剤師 | 薬剤師 | ― |

**(２)設備に関する基準の概要**

〇病院、診療所又は薬局であって、事業の運営に必要な広さを有していること。

〇指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備及び備品等を備えていること。（病院等における診療用に備え付けられたものを使用することができる。）

**【人員基準等について】**

**○居宅サービス、介護予防サービス、居宅介護支援、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスにおける人員基準等について、詳しくは大阪府条例、市町村条例及び厚生労働省令等をご参照ください。**

**【厚生労働省令等<参考>】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 基準 | 解釈通知 |
| 居宅 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年 厚生省令第37号） | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年 老企第25号) |
| 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号） |
| 居宅介護支援 | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準  （平成11年 厚生省令第38号） | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年 老企第22号） |
| 地域密着 | 指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省第34号） | 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について  （平成18年 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号） |
| 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  （平成18年 厚生労働省令第36号） |